

## 成均館<sup>ソンキョンクワン</sup>大学<sup>ウオン</sup>校 情報セキュリティ研究室との 研究協定に関する覚書 (MOU) の締結について

### 1. 概要

このたび、財団法人九州先端技術研究所の情報セキュリティ研究室（室長 櫻井幸一<sup>ウオン</sup>九州大学大学院教授）は、韓国成均館<sup>ソンキョンクワン</sup>大学<sup>ウオン</sup>校 情報セキュリティ研究室<sup>1</sup>（研究室長 元<sup>ウオン</sup>東豪<sup>ドンホ</sup>教授）との間で、情報セキュリティ分野での研究協定の覚書を締結(更新)することになりました。情報セキュリティについては、暗号化アルゴリズム、電子署名技術などの基礎分野から、ネットワークのセキュリティ技術のような応用分野まで幅が広く、国際標準化活動が活発なこともあり、国際的に連携して研究を進めていくことが不可欠です。この観点から、ISIT は、情報セキュリティ技術の日中韓共同研究プロジェクトにて、中核機関として、共同研究を推進しております。今回の MOU を通じて、このプロジェクトをはじめ、韓国ほか、アジアとの研究交流を促進してまいります。

### 2. 覚書締結について

- (1) 締結日 2010年6月22日
- (2) 締結場所 成均館<sup>ソンキョンクワン</sup>大学<sup>ウオン</sup>校（大韓民国 水原市<sup>スウォン</sup>）
- (3) 締結当事者  
ISIT 側 情報セキュリティ研究室 室長 櫻井幸一（九州大学大学院教授）  
成均館<sup>ソンキョンクワン</sup>大学<sup>ウオン</sup>校側 情報セキュリティ研究室長 元<sup>ウオン</sup>東豪<sup>ドンホ</sup>教授
- (4) 覚書の内容 別紙要旨参照

### 3. 提携による主な活動内容

情報交換、相互研究訪問、共同セミナー、国際共同研究等

### 4. 参考

成均館<sup>ソンキョンクワン</sup>大学<sup>ウオン</sup>校は設立から 600 年を超える私立大学です。同大学のキャンパスは韓国ソウル特別市鍾路区と京畿道水原市長安<sup>ギョングドウスウォン</sup>区<sup>ジャンガン</sup>にあります。ソウルキャンパス（教授 400 名、学生 11,000 名）には文系と芸術・体育系の学部が、水原キャンパス（教授 700 名、学生 17,000 名）には理系の学府がそれぞれあります。

水原キャンパスでは、情報通信工学部にて、半導体システム科のようにサムスン電子からの寄付学科を受け入れ、同社から講師を招くなど、産業界との結びつきが強いことでも知られています。同キャンパスの情報セキュリティ研究室は、韓国の情報通信省の支援を

---

<sup>1</sup> 旧情報保護認証技術研究センター

受け、延西大、梨花女子大など韓国の5大学とも連携し、暗号化技術、暗号化鍵管理、個人認証ほか、情報セキュリティに関する研究を行っており、政府系機関出資の研究プロジェクトを多数推進しています。情報セキュリティグループには現在、博士課程 42 名、修士課程 16 名が在籍しています。

関連 Web サイトの URL

成均館大学校 : <http://eng.skku.edu/>

成均館大学校 情報セキュリティ研究室 : <http://www.security.re.kr/index.php>

※財団法人九州先端科学技術研究所 (ISIT) …1995年 (平成7年) 12月設立された福岡市の外郭団体。所在地、福岡市早良区百道浜2-1-22。理事長 芦塚 日出美。研究所長 新海 征治。

(問い合わせ先)

財団法人 九州先端科学技術研究所

情報セキュリティ研究室 江藤、高橋

総務部 宮川、江口

TEL 092-852-3450

FAX 092-852-3455

(本覚書締結の様子)



## **(参考) 覚書 (MOU, Memorandum of Understanding) 要旨**

この覚書は、学術的知識や経験の共有、相互の学術的交流の確立と促進への要望に基づいて、九州先端科学技術研究所 (ISIT) 情報セキュリティ研究室と成均館大学 情報セキュリティ研究室 (SKKU-IS Lab) との間で取り交わすものである。

### **1. 目的 (Purpose)**

- (1) 研究員、スタッフ、学生の研究交流を図ること。
- (2) 研究論文や研究資料を交換する。

### **2. 合意事項の実行 (Implementation of Agreement)**

緊密かつ効果的な協力を推進するために、共同研究活動の方法について、適宜検討することに合意する。

### **3. 履行期間 (Effective Date and Termination)**

双方の合意によって、更新されない限り、調印した日から 36 ヶ月 (3 年間) とする。それぞれの機関は、他方への通知によって、本 MOU を無効にする権利を保持する。

以上